

**諮問第55号の答申
工業統計調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第55号による工業統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

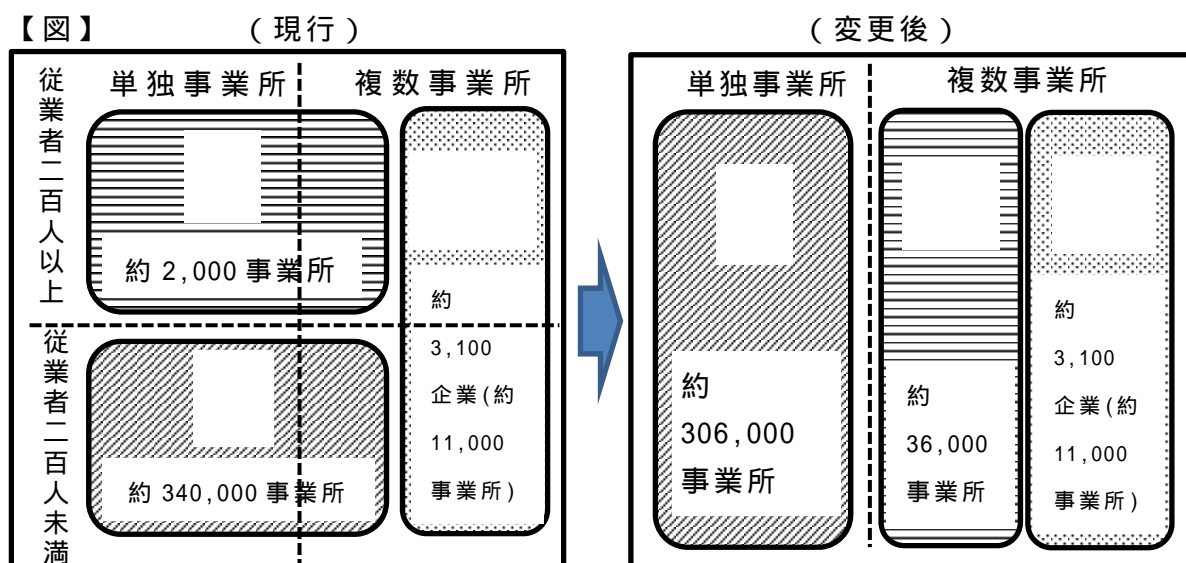
(1) 承認の適否

平成25年7月11日付け20130708統第1号により経済産業大臣から「基幹統計調査の変更について（申請）」について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「工業統計調査」（基幹統計調査）（以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

本調査の報告を求めるために用いる方法について、経済産業省の申請では、調査客体及び実施主体の実査時の混乱回避の観点から、現行の調査系統については維持しつつ、対応する調査対象を一部変更する計画である（図参照）。

当該変更は、調査員調査及び郵送調査の対象事業所の範囲を変更するものであり、これにより、一部事業所については、調査方法が変更されることになる（調査員調査から郵送調査又は郵送調査から調査員調査）。



1 上表の から までは次の調査系統を表している。

- ： 都道府県等を經由した調査員調査
- ： 民間委託事業者を經由した郵送調査

- ：民間委託事業者を経由した郵送調査（本社が傘下事業所分を一括で回答する方法）
- 2 「単独事業所」とは、1事業所のみを有する企業の事業所をいう。
 - 3 「複数事業所」とは、複数の事業所を有する企業の事業所をいう。
 - 4 調査方法は、複数事業所のうち、経済産業大臣が指定する企業の事業所を対象とする。

これについては、実査時の混乱が回避されるのみならず、調査員調査の対象事業所数が減少し、地方公共団体の負担軽減にもつながることから、望ましい変更であり、また、調査の円滑な実施に必要な対応措置がなされることとされていることから、おおむね適当である。

ただし、郵送調査から調査員調査へと変更となる従業者200人以上の規模の大きい単独事業所については、新たに調査を担当する都道府県にとっては、負担増につながることから、経済産業省は、調査の円滑な実施に向けて、事前に都道府県と連携を図り、必要に応じて情報提供等を行う必要がある。

また、民間委託による調査対象事業所を拡大させることに伴う結果について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、今後の課題として後述3（1）のとおり、検討する必要がある。

2 諮問第319号の答申「工業統計調査の改正について」（平成19年5月11日付け統審議第6号）における今後の課題等への対応について

（1）平成24年7月承認（軽微）時の検討課題

平成24年7月承認（軽微）時の課題として、『調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等を図る観点から、今後、経済センサス-活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて、平成25年度末を目途に検討の上、報告すること。』と指摘されている。

これについて、経済産業省は、調査票を一枚化するメリット及びデメリットを検討し、次のとおり結論付けている。

本調査においては、調査票の一枚化によるメリット（調査票の甲乙別の配り分けの必要がなくなること等）よりもデメリット（調査関係用品が厚くなり、調査回答への負担感が増す等）の影響の方が大きいと考えられる。昨今の調査環境が厳しくなっている中において、負担感の増加は、調査拒否につながりかねず、ひいては結果精度の低下に至ることが懸念されることから、現行のとおり、甲乙別の調査票で調査を実施する。

これについては、報告者負担の観点から、現行のとおり、甲乙別の調査票で調査を実施することは、適当である。

（2）諮問第319号の答申「工業統計調査の改正について」（平成19年5月11日付け統審議第6号）における今後の課題

ア 「常用労働者」に関する範囲・概念と用語についての見直し

諮問第319号の答申において、『「常用労働者」として調査されている従業者

については、他の統計調査との整合性を考慮しつつ、その範囲・概念と用語について見直すこと。』と指摘されている。

これについて、経済産業省は、他の統計調査との整合性について検討し、次のとおり結論付けている。

従業者数の調査項目については、経済センサス-活動調査の調査項目から本調査の従業者数を算出できるように整合を図り、対応すべきところは対応できている。

従業上の地位に係る分類の在り方については、統計委員会基本計画部会において引き続き議論されているところであり、「常用労働者」の用語の扱いについても、その審議状況等を踏まえ、対応を検討することとする。

これについては、他の統計調査との整合性を考慮した対応という観点から、適当である。

ただし、「常用労働者」の用語の扱いについては、今般取りまとめられる「平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果」を踏まえたその後の対応状況を注視していく必要がある。

イ 労働生産性に係るデータ等の整備について

諮問第 319 号の答申において、『工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ（従業員 1 人当たり付加価値額等）」については、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。』と指摘されている。

これについて、経済産業省は、製造事業所への確認を通じ、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することについて検討し、次のとおり結論付けている。

事業所側の報告者負担が増大することにより、実際の調査を行った際に回答率や結果精度の低下につながるものが懸念される。

実際の調査に当たって統計調査員がこれらの変更に対応可能であるかなど運用面での課題も挙げられる。

これについては、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することにより、利用者ニーズは満たすものの、報告者負担の増加及び結果精度の低下等を招くおそれもあることから、実施を困難と判断することはやむを得ない。

ウ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合について

諮問第 319 号の答申において、『「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把

握するとともに、それぞれの公表を行うこと。』と指摘されている。

これについて、経済産業省では、製造事業所への確認を通じ、製造品出荷額と製造品出荷額以外の収入についての実査可能性について検討し、次のとおり結論付けている。

本調査においては、製造事業所において、それぞれの輸出額の割合を記入することはできるが、相当の手間が掛かるとの回答が多いことから、報告者負担の増大による記入率の低下により、結果精度の低下が懸念されるため、区分ごとに輸出額の割合を把握することは困難と判断する。

これについては、報告者負担の観点から、現行のとおり、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」で把握することは、適当である。

エ 経年的な変化が少ない調査事項の簡素化又は周期化

諮問第319号の答申において、『工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。』と指摘されている。

これについて、経済産業省では、次の 及び の検討を踏まえ、次のとおり結論付けている。

地方自治体等による調査票情報の二次利用申請において複数年のデータ利用を必要とする場合がある。

前年数値を参照できなくなると、かえって報告者負担が増える可能性があり、さらに、結果精度の低下につながるものが危惧される。

以上の利活用及び結果精度の観点から、現時点では毎年調査を実施する。

これについては、現行のとよりの調査事項及び周期で把握することは、適当である。

3 今後の課題

今後の課題は、以下のとおりである。

(1) 調査方法の変更に関する検証について

経済産業省は、民間委託による調査対象事業所を拡大させることに伴う結果について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行う必要がある。その上で、当該検証結果から、結果精度の維持への影響が大きいことが確認された場合は、調査方法の変更に関する検討を行う必要がある。

(2) 報告者負担の軽減方策（プレプリント事項の拡大）について

経済産業省は、報告者負担の軽減、国が把握している統計データの報告者への還元等の観点から、大勢において変化のない項目については、情報の機密保護を考慮しつつ、更なるプレプリント事項の拡大の可能性について、検討を行う必要がある。

諮問第56号の答申
工業統計調査の指定の変更について（案）

本委員会は、諮問第56号による工業統計調査の指定の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 承認の適否

基幹統計の指定を変更して差し支えない。

2 理由等

「工業統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、「統計」とそれを作成する手段である「統計調査」とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。

新たな基幹統計の名称については、「統計」と「統計調査」を区分する考え方を徹底する観点から、「調査」という用語を含めることは適当でないことを勘案し、また、統計法の考え方にに基づき基幹統計の名称を変更した過去の例も踏まえ、「工業統計」とすることが適当である。

第42回産業統計部会結果概要

- 1 日時 平成25年8月30日(金)10:00~12:00
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部会長) 西郷浩
 - (委員) 竹原功、椿広計
 - (専門委員) 小西葉子
 - (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、愛知県
 - (調査実施者) 経済産業省大臣官房統計調査グループ構造統計室：若林構造統計室長ほか
 - (事務局) 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官ほか
- 4 議題 工業統計調査の変更について
工業統計調査の指定の変更について

5 概要

前回部会審議後に東京都、原専門委員及び小西専門委員から、それぞれ意見が出され、これらに関して調査実施者から説明があった。

8月26日に開催された第67回統計委員会に諮問された「諮問第56号 工業統計調査の指定の変更について」について事務局から説明があり、その後審議を行い、基幹統計の指定を変更すること及び基幹統計の名称を「工業統計」に変更することについて、適当とされた。

「諮問第55号 工業統計調査の変更について」及び「諮問第56号 工業統計調査の指定の変更について」の答申(案)について、事務局から説明があり、その後審議を行い、おおむね適当とされたが、答申(案)の一部事項については修正意見が出され、最終の修正案については部会長と事務局で相談することとされた。

委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 前回部会審議後に提示された意見について

ア 東京都からの意見について

- ・ 調査対象事業所の増加によって民間委託による回収率が低下し、都道府県にとって、任意とされている督促事務が増加し、本来業務に集中できないおそれがある。また、国が直接督促事務を行う調査対象事業所については、今後は、都道府県が行わないで済むことを明示してもらいたい。また、経済産業省は、民間委託事業者に対して、回収率100%を目標にするように、できるかぎり指導を行ってほしい。

督促はまず民間委託事業者が行い、民間委託事業者による回収期間経過後は、国が督促・回収に努めることとしているが、都道府県ごとの個別事情もあると思われることから、都道府県からの督促についてはあくまでも任意で行っていただければ

と考えている。また、民間委託事業者に対しては、回収率の維持が図られるよう、指導していきたい。

イ 原専門委員からの意見について

前回承認時に今後の課題とされていた、生産労働と非生産労働を区分して把握することについては、平成2年までは甲調査において周期的に調査されていたが、平成5年の改正において廃止されたという経緯があり、また、事業所に改めて問い合わせてみたが、こうした労働区分の分け方をしていないことや業務を兼務している人もいるため、記入は困難であるとの回答を得ており、現時点でも状況は変わっていない。仮に実査項目とした場合、記入者負担が増大することにより、回答率の低下や統計調査員の負担増、ひいては結果精度の低下にもつながりかねず、実施は困難である。

- ・ 報告者の立場からは、負担の重い調査項目を簡単に落としたり復活させたりすることは避けてほしい。

ウ 小西専門委員からの意見について

有形固定資産の把握については、平成12年調査までは従業者10人以上の事業所を対象に毎年調査を実施してきたが、乙調査の対象であった10～29人の事業所については、報告者負担が大きく統計精度の確保が困難であることから、平成13年の改正において5年周期化され、その後、経済センサス - 活動調査で把握する形に変更してきたという経緯がある。10～29人の事業所の有形固定資産額の割合はあまり大きくはなく、記入者の負担が軽減されるような状況の変化があったとも考えられないことから、10～29人の事業所における有形固定資産の毎年調査化は困難と考えている。

- ・ 5年に1回調査する形に変更しているが、調査実施者としては、統計精度は低いと考えているのか。誤記入の多さが統計精度の低下につながることもあるので、是非、経済センサス - 活動調査の担当とも情報共有をしてもらいたい。

(2) 工業統計調査の指定の変更について

工業統計調査は、元々「工場統計調査」として始まったように、実際に生産活動を行っている事業所に着眼してきた歴史があり、製造を行っていない本社や管理事業所は対象としていない。「工業」という言葉には「工」を「業(なりわい)」とするものという意味合いもあり、一般的に「工業」を使った名称は数多くあることも考慮すれば、「製造業」より「工業」の方が適していると考ええる。

さらに、既に「工業統計調査」という名称は世の中に浸透しており、万一変更した場合は、調査対象に改めて説明をする必要があること、十分説明しても浸透までには長い期間を要し、調査拒否されることも懸念されるため、結果精度にも深刻な影響が出かねない。また、既存の法令の中にも「工業統計調査」の記述があるものがあり影響を与えることから、「工業統計」の方が適当と考える。

- ・ 「工業統計」という名称以外の名称にした場合、法令改正にも影響があること等か

ら、今回の変更では「工業統計」という名称とすることがよいということを部会の結論としたい。

(3)「答申(案)」について

- ・ 諮問第55号に対する「今後の課題」以外については、特に大きな議論はなく了承された。議論のあった事項は次のとおり。

ア 「労働生産性について」及び「有形固定資産の把握について」

- ・ これらについては、本調査の今後の課題とするよりも、経済統計全体としての課題として基本計画部会等で取り上げた方が良いのではないかと。
- ・ 外部から見た審議の適切性が確保されているかの観点から発言させていただく。今後の課題のうち、前回答申時に今後の課題とされた「労働生産性について」は、調査実施者が実施困難と結論づけている中で、引き続き今後の課題として残すのであれば、相当な理由づけが必要となると思う。また、「有形固定資産の把握について」も、毎年の調査では2001年以降聴取していない項目の復活となるので、これも相当な理由づけが必要となる。これらを今回答申における今後の課題とするのであれば、外部から見て説得的な理由を示す必要があると考える。
- ・ 専門委員という立場で発言できる機会が本部会に限られていることもあり、「有形固定資産の把握について」は意見させていただいたが、本調査に対する今後の課題とすることについては私も違和感を持っている。本部会の上の場とか、違う場で検討する機会があるのであれば、本調査の今後の課題としなくてもよいと考える。
- ・ 経済統計全体としての課題として提起しておけばよいと思う。なお、必要な項目については多少の報告者負担感があっても、検討した方がよい。

イ 報告者負担の軽減方策(プレプリント事項の拡大)について

- ・ 「大勢において変化のない項目」としているが具体的にどの項目なのかが不明確である。調査実施者はどのように検討する予定でいるのか。プレプリントにより正確な記載が行われないおそれもあり、検討は慎重にお願いしたいところ。

部会では、工場用地の審議で出てきたものであるが、報告者負担の観点からは、特定事項に限って検討いただくより、広く御検討いただくことが適当であるとの判断による。

調査実施者としては、個票のレベルまで立ち返り、時系列で各項目を確認し、対象となり得るものがあるかどうかを確認してまいりたい。

ウ 調査員調査及び郵送調査の対象事業所の範囲の変更について

- ・ 答申(案)「第1 諮問第55号 工業統計調査の変更について」の「1 本調査計画の変更」の「(2) 理由等」に記載されている、「調査の円滑な実施に必要な対応措置」の部分については地方としては非常に気にかかることである。部会審議での説明を踏まえて、その前に「民間事業者における回収率の確保や審査水準の確保など」と、具体的な文言を入れていただきたい。

- ・ これに関しては、東京都及び事務局とも相談の上で、最終的な答申（案）をまとめることとする。

6 次回予定

予定していた審議は全て終了したことから、平成 25 年 9 月 27 日（金）の統計委員会において答申（案）を諮ることにしたい。

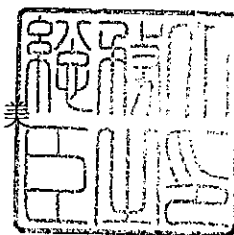


総政企第153号
平成25年7月26日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣臨時代理
国務大臣

稲田 朋美



諮問第55号
工業統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成25年7月11日付け20130708統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「工業統計調査」（以下「本調査」という。）の平成 25 年調査の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

2 変更の概要

工業統計調査について、調査計画における「調査対象の範囲」及び「調査方法」を以下のとおり変更する。

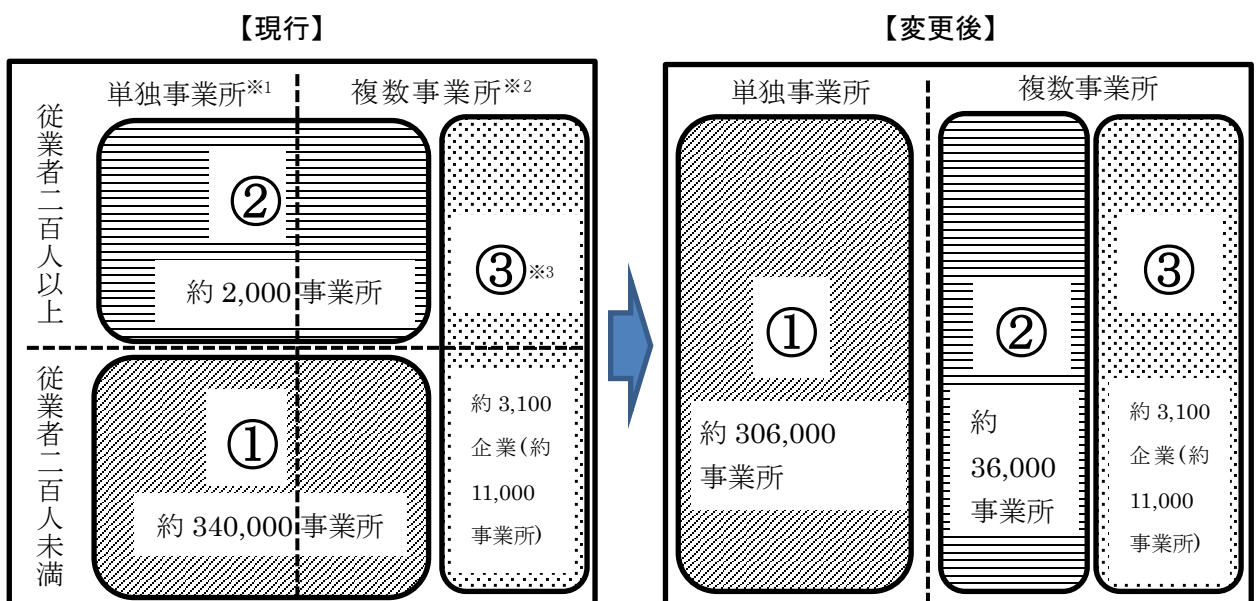
（1）調査対象の範囲の変更

調査対象の範囲について、東日本大震災に伴い調査対象から除外した区域に含まれる事業所のうち、避難解除等区域に含まれる事業所を調査対象に含めるため、記述の修正を行う。

（2）調査方法の変更

本調査の調査方法は、下表の 3 種類あるところ、それぞれが対象とする事業所の範囲を下図のとおり変更する。

	調査系統	調査方法
①	経済産業大臣 - 都道府県 - 市町村 - 報告者（事業所）	調査員調査
②	経済産業大臣 - 民間委託事業者 - 報告者（事業所）	郵送調査
③	経済産業大臣 - 民間委託事業者 - 報告者（企業）	郵送調査（本社一括調査※） ※本社が傘下事業所分を一括で回答



※1 「単独事業所」とは、1 事業所のみを有する企業の事業所をいう。

※2 「複数事業所」とは、複数の事業所を有する企業の事業所をいう。

※3 調査方法③は、複数事業所のうち、経済産業大臣が指定する企業の事業所を対象とする。

【説明】

現行では、複数事業所について、①従業者 200 人未満は調査員調査、②従業者 200 人以上は郵送調査、③経済産業大臣が指定する企業は、本社に対して傘下事業所分も含めて郵送調査で調査が実施されており、事業所の規模の大小や経済産業大臣の指定の有無により、調査員調査と郵送調査、個々の事業所を対象とした調査と本社一括調査が混在している。

このため、調査員調査の対象である事業所が、同一企業の他の事業所と一緒に郵送で調査票を提出するなど、事務に混乱が生じていることから、本件申請による変更は、調査方法ごとの調査対象範囲を明確化するものである。

3 審議すべき重点事項

(1) 調査員調査及び郵送調査の対象となる事業所の範囲の変更について

本件申請では、民間委託事業者経由の郵送調査について、経済産業大臣が指定する企業の複数事業所及び従業者 200 人以上の事業所としていたものを、複数事業所（従業者数に関わらず、経済産業大臣が指定する企業と当該指定がない企業の両方）に変更するとともに、都道府県等経由の調査員調査について、従業者 200 人未満の事業所で経済産業大臣が指定する企業の事業所でない事業所としていたものを、単独事業所に変更することとしている。

当該見直しにより、従前の調査で調査員調査により実施されていた従業者 200 人未満の複数事業所が郵送調査へと移行することになり、調査員調査の対象とする事業所数は、約 34 万事業所から約 30 万 6 千事業所へと減少することとなる。

このため、当該変更について結果の精度に与える影響及び回収率の確保の観点から検討する必要がある。

(2) 前回承認時における今後の課題についての検討状況

ア 平成 24 年 7 月承認（軽微）時の検討課題

本調査については、平成 24 年 7 月 25 日付け総政審第 298 号による承認通知の際に、検討課題として以下の事項について、対応を求めている。

- 本調査は、現在、従業者規模により甲と乙の 2 種類の調査票から構成されているが、平成 24 年 2 月に実施された経済センサス-活動調査（基幹統計調査）において、製造業については 1 種類の調査票により実施されていることから、統計委員会からの要請に基づく政府内における検討結果（「経済センサス-活動調査の実施方法等について」（平成 21 年 2 月 13 日各府省統計主管部局長等会議了解）の趣旨を踏まえ、調査の効率化・簡素化及び統計の正確性の確保等を図る観点から、今後、経済センサス-活動調査の回答状況を検証した上で、調査票を一枚化することについて、統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）における今後の課題と併せて平成 25 年度末を目途に検討の上、報告すること。

イ 平成 19 年 5 月答申における今後の課題

また、本調査については、旧制度下の統計審議会の答申「諮問第 319 号の答申 工業統計調査の改正について」（平成 19 年 5 月 11 日付け統審議第 6 号）において、以下の点について、検討を求めている。

- 「常用労働者」として調査されている従業者については、他の統計調査との整合性を考慮しつ

つ、その範囲・概念と用語について見直すこと。

- 工業統計調査の結果から二次的に作成される「労働生産性に係るデータ（従業者1人当たり付加価値額等）」については、生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することに対する強い利用者ニーズがあることを踏まえ、従業者を生産労働と非生産（管理）労働に区分して把握することの実査可能性等も検証しつつ、労働生産性に係るデータの整備を図ること。

また、「製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合」については、付加価値額の算出に当たって必要となる重要なデータであることから、「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の区分ごとに把握するとともに、それぞれの公表を行うこと。

- 工業統計調査は、統計調査の中でも報告者負担が重いものであるため、経年的な変化が少ない工業用地、工業用水等の調査事項については、報告者負担の軽減を図る観点から、その簡素化又は周期化を図ること。

これらの課題については、対応状況及びその妥当性について検討する必要がある。

工業統計調査の概要

調査の目的等

- 工業統計調査は、全国の製造業に属する事業所を対象に、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を調査し、我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする「製造業の国勢調査」である。
- 経済センサスー活動調査実施対象年以外の年は、工業統計調査を実施する。なお、従業者数3人以下の事業所については、調査票は配布しないが、事業所名、所在地、主要製品名、従業者数、事業所の異動状況等の「確認調査」を行う。

調査の期日及び調査事項

- ①調査の期日
毎年12月31日
- ②主な調査事項
従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、製造品出荷額等、有形固定資産額、工業用水の使用量など

対象及び対象数

- ①対象
日本標準産業分類に掲げる「大分類Eー製造業」に属する事業所。
(国に属する事業所、管理・補助的経済活動を行う事業所を除く)
甲調査は従業者30人以上の事業所、乙調査は従業者4人以上29人以下の事業所について行う。
- ②対象数
準備調査：約590,000事業所
甲調査：約65,000事業所
乙調査：約290,000事業所

調査結果の集計及び公表

- ①速報
主要項目(事業所数、従業者数、製造品出荷額等)を産業中分類(2桁)・都道府県別、産業中分類別・従業者規模別に集計し、調査実施後約9か月で公表
- ②確報
調査実施から約1年1か月で、産業編、品目編、市町村編、工業地区編、用地用水編、企業統計編、産業細分類別統計表として、順次公表

調査の経緯

- 明治42年 「工業統計報告規則」制定。職工5人以上を使用する工場を対象として、5年周期の調査を実施
- 大正9年 以降毎年調査実施
- 昭和14年 以降全数調査実施
- 昭和56年 以降特定年次(西暦末尾0, 3, 5, 8)においては従業者4人以上の事業所を調査
- 平成19年 本社一括調査を導入
- 平成22年 国直轄調査の導入
- 平成23年 経済センサスー活動調査で年間(平成23年)の製造事業所の活動を調査し、工業統計調査は中止
- 平成25年 複数事業所を有する企業傘下の事業所は国が調査を実施(予定)

調査結果の利用状況

- ①企業立地促進・産業集積計画策定の基礎資料
- ②都市計画、下水道整備計画等の策定の基礎資料
- ③GDP(速報、確報、確々報)及び産業連関表作成の基礎資料
- ④鉱工業指数、企業物価指数等の二次統計作成の基礎資料
- ⑤「ものづくり白書」、「中小企業白書」等における製造業の構造変化の分析資料
- ⑥地方交付税額算定の基礎資料 等

工業統計調査の利用実態

工業統計調査は製造業の全体像を把握し、その構造を分析するための基本的な統計であり、国や都道府県の施策立案の基礎資料、二次統計の作成のための基礎資料となるのみならず、民間企業や大学など以下のように幅広く利用されている。

(1) 国や都道府県の施策立案の基礎資料

<国での利用例>

◆地域経済政策、中小企業対策等の基礎資料

- ・地方交付税の算定（「普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）第11条の2」において経常態容補正係数（都道府県の「商工行政費」、市町村の「地域振興費」）の算定資料）

◆下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の2に基づく流域別下水道整備総合計画策定の基礎資料

◆国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく国土利用計画や国土形成計画法（昭和25年法律第205号）に基づく国土形成計画（旧全国総合開発計画）の策定、工場立地の現状把握や工場再配置計画のフォローアップのための基礎資料

◆東日本大震災発生時における被災地の製造業規模把握のための基礎資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域の産業施策、地域振興のための産業実態把握の基礎資料

◆工業用水需給動向の把握及び予測、水資源の総合的な需給計画策定の基礎資料

◆工業団地開発計画、企業誘致施策等の基礎資料

◆誘致企業と地場産業の実態把握の基礎資料

◆地方公共団体における都市計画策定、国土利用計画の運営管理、進捗状況把握の基礎資料

(2) 二次統計等の作成のための基礎資料

<国での利用例>

◆産業連関表、国民経済計算（SNA）等の基礎資料

◆鉱工業指数のウェイト算出等の基礎資料

◆中小企業白書、ものづくり白書等の資料

<都道府県・市町村での利用例>

◆地域産業連関表、県民所得統計等の基礎資料

◆地域別の鉱工業生産活動指数のウェイト算出等の基礎資料

◆県勢要覧、市勢要覧等の基礎資料

◆激甚災害に対処するための基礎資料への利用

- （「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」第2条の激甚災害の指定及びこれを適用すべき措置の指定を受けるための基礎資料）

(3) 企業や大学での利用

◆企業において、関係業界の動向分析、需要予測、設備投資計画等の資料

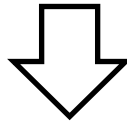
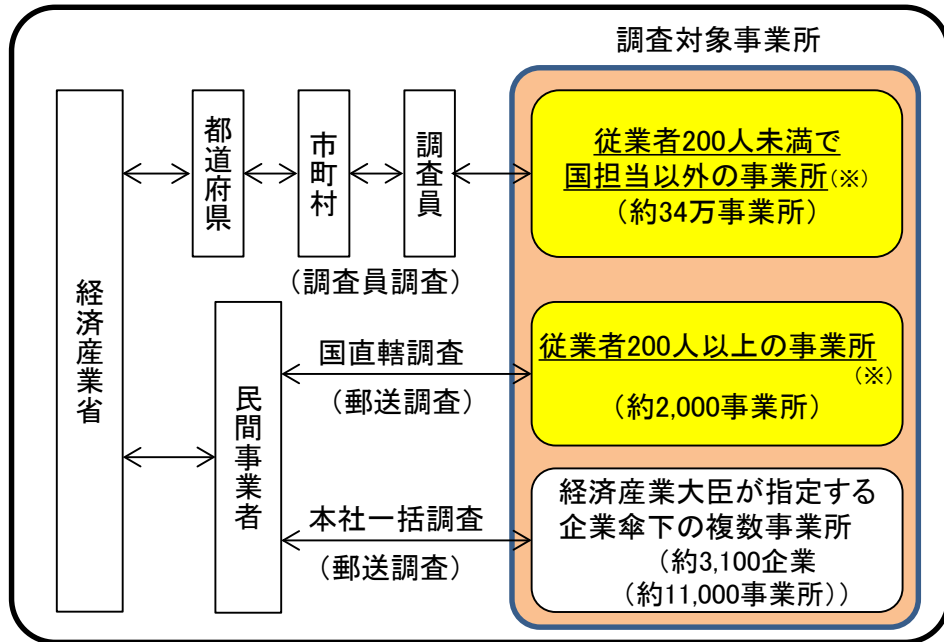
◆大学、学会においての各種学術研究資料及び小・中・高等学校の学習用教材資料

(4) 国際連合統計部、経済開発協力機構（OECD）統計局への提供資料等の国際比較の資料

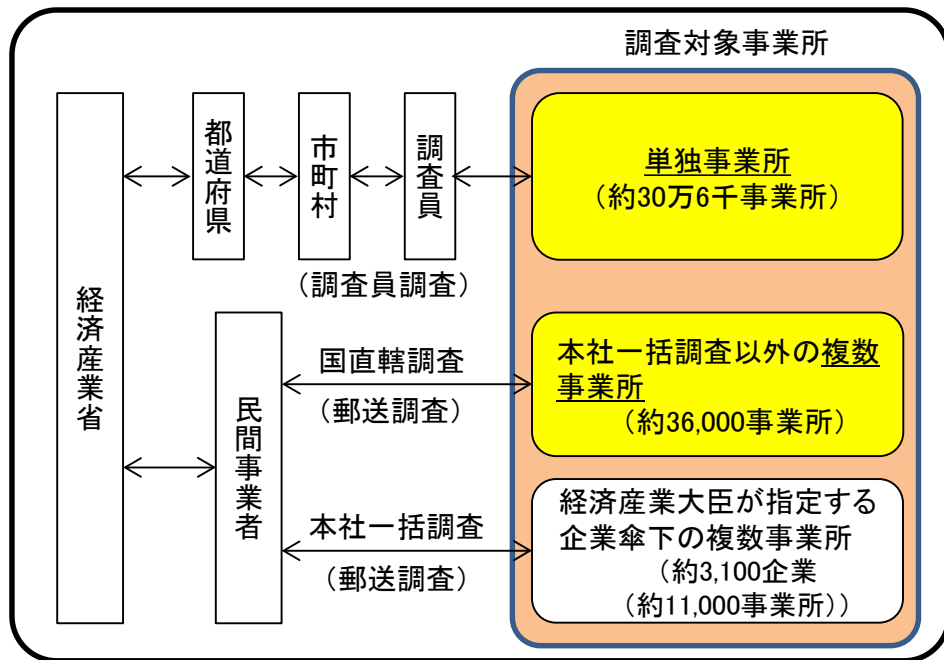
(5) 各種調査の標本設計等の母集団

工業統計調査の主な変更点

現行



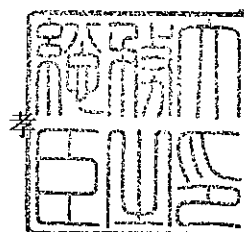
変更後



総政企第169号
平成25年8月26日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
大藤 義孝



諮問第56号
工業統計調査の指定の変更について（諮問）

標記について、基幹統計の指定の変更に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

○ 工業統計調査（基幹統計）の指定の変更

「工業統計調査」は、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもあるが、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当でない。この点を踏まえ、基幹統計調査である工業統計調査には変更はないが、この結果によって作成される基幹統計の名称を「工業統計調査」から適切な名称（案：「工業統計」）に変更する。